

裁判員を経験された方へ

感想をお話しただけませんか。

守秘義務に反するようなお尋ねは一切致しません。

裁判員を務められた市民の皆様におかれましては、これまで職業裁判官のみによって行われていた我が国の刑事裁判の審理に直接関与されるという大変貴重なご経験をされ、様々な思いを抱かれていますことと存じます。

ところで、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、「裁判員法」といいます。）の附則第9条は、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。」と定めております。

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命を全うするため、法律制度の改善に努力することを求められており（弁護士法第1条）、従いまして、私たち埼玉弁護士会といたしましては、上記裁判員法附則第9条に定める政府による所要の措置が、真に被疑者・被告人を含む市民の基本的人権の擁護の観点から適切なものとなるよう、最大限の努力を継続してゆく所存です。

このため、私たちは、裁判員裁判を担当した弁護人から聞き取り調査をするなどして情報収集活動を行っているところですが、私たちが裁判員制度の改善に向けた適切な行動を取るためには、裁判員を体験された皆様から、直接、裁判員裁判でのご経験を聞かせていただくことが必要不可欠となります。

つきましては、以上の規定と使命を是非ともご理解いただき、聞き取り調査にご協力下さいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。なお、当然のことですが、裁判員の守秘義務に抵触する事項についてお尋ねすることはありませんので、ご安心ください。

ご協力いただける方は、下記連絡先までご連絡をお願いいたします。

なお、ご不明な点等がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

埼玉弁護士会 電話048-863-5255

FAX048-866-6544

メ-ルアドレス info@saiben.or.jp

（注）裁判員の守秘義務の対象となる「漏らしてはいけない秘密」として、最高裁判所は 評議の秘密と 評議以外の裁判員としての職務を行うに際して知った秘密を挙げています（最高裁裁判員制度ホ-ムペ-ジ参照）。

評議の秘密としては、例えば「どのような過程を経て結論に達したのかということ（評議の経過）」、「裁判員や裁判官がどのような意見を述べたかということ」、「その意見を支持した意見の数や裁判官がどのような意見を述べたかということ」、「その意見を支持した意見の数や反対した意見の数」、「評決の際の多数決の人数」が含まれているとしています。

また、評議以外の職務上知った秘密としては、例えば「記録から知った被害者など事件関係者のプライバシーに関する事項」、「裁判員の名前」などが該当するとしています。

一方で、「事件に関する情報でも、法廷で明らかにされた事情や裁判員を経験した意見・感想は守秘義務の対象外であり、自由にお話しただいて一向に構いません」としています。